

平成29年12月7日

関係各位

東京都市大学校友会  
会長 吉田 勝

平成29年度『東京都市大学校友会のあり方』検討会資料送付

各位におかれましては、標記の検討会開催にあたり参加申し込みいただきましてありがとうございます。開催日を目前に控え下記の関係資料を送付いたしますので、ご一読いただいたうえ当日ご持参くださいますようお願いいたします。

本校友会は発足から約5年を経過し、役員体制も間もなく二期目を終えようとしています。今回の本検討会が5年間の総括と次年度以降の新たな活動へ向けての有意義な意見交換の場となりますよう、皆様のご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

送付資料

1. 平成29年度『東京都市大学校友会のあり方』検討会タイムテーブル
2. 平成28年度 あり方検討会グループ討議のまとめ
3. 校友会会則改正案
4. 校友会を校正する各組織体の特性整理
5. 校友会本部における各委員会の役割等の検討に係る資料
6. 次期会長候補者選考に係る事項

以上

**平成29年度『東京都市大学校友会のあり方』検討会  
タイムテーブル**

平成29年12月9日(土) 13:00~16:50

於:世田谷キャンパス 1号館

時 間	内 要	場 所
13:00~13:30	<b>全体会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会会长挨拶 吉田会長</li> <li>・会則・細則検討部会より報告 中埜部会長</li> <li>・あり方検討会主旨及び議題要旨 海老沼常任幹事 (実施された施策の現状報告を含む)</li> </ul>	13Q教室
13:35~16:20	<b>グループ討議</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各議題について意見交換(各グループ共通)</li> <li>・校友会員が求める会長像とその選出方法について (期待する人物像・選考基準・選出方法 等)</li> <li>・各委員会を含む校友会活動の現状と今後の取り組み (学科同窓会等の組織活動・個人として取り組める活動等)</li> <li>・各種支援のあり方 II (前回討議後の検証及び現状について)</li> </ul>	Aグループ 13B 教室 Bグループ 13C 教室 Cグループ 13E 教室 Dグループ 13F 教室 Eグループ 13G教室
16:25~16:50	<b>全体会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループ討議結果報告</li> <li>・総評 松村副会長</li> </ul>	13Q 教室
17:00~18:00	懇親会(会費 1,000円)	学食

(敬称略、各グループ先頭の方が座長)

Aグループ：吉田勝・小林菊恵・望月宏・鈴木威一・岸野哲・加藤祐子

Bグループ：原口兼正・大島弘之・中埜豊・松本浩一・宇野美智子・小杉雅克

Cグループ：海老沼利光・山田秋夫・小林哲男・石田彌・露木博視・小山純生

Dグループ：金子正樹・中澤眞・金子豊・皆川勝・衣斐喜美子・渡部悠

Eグループ：松村慶一・川辺加代子・佐藤圭輔・加藤広樹・吉田和人・高橋伸行・新津真衣

1. 検討会開催の目的  
主要な3つのテーマに付いてグループ討議を行い、その結果を今後の校友会活動の施策立案等に資することを目的とする。
- ・校友会における学科同窓会の活動  
・各種活動における支援委り方  
・校友会運営の財源確保について

## 3. 各グループ別の討議概要

・各グループで出された意見等の整理 (なお、詳細は各グループ担当が整理した「議事概要書」を参考とされたい)		Bグループ	Cグループ	Dグループ	Eグループ
メンバーペー ント/敬称略	吉田、小林(菊)、鈴木(威)、田嶋、尾崎、大上、 木村	原口、大島、中塙、山岡、宇野、住田、小杉 小山	海老沼、山田(秋)、石田、小林(哲)、露木、松本、 皆川、酒井、金子(豊)、金子(正)、衣斐、名柄、 鳥羽	松村、丹羽、川辺、佐藤(圭)、加藤、山田、渡部	
学科同窓会活 動のあり方	・新しい学科同窓会(以下、「新生同窓会」とす る)は学生会から立ち上げる方法が考えられる  ・学生との交流が上手くいかなくとも、その関係 継続を積み重ねて行くことが肝要、 連絡を取ることの連絡性を重視した措 置を事前に講じて置く  ・活動への参加には付加価値(就職や先輩など との新たな関係等)があることを知って貰うこ とも正直な支援を行い妥定した活動の推進を図る 重要  ・縮小化した同窓会同士がグループ化して対 応する方法も考えられるのは…。  * 電気系、情報系など	・細くても長いアプローチを維持することが重 要  ・研究室の先生を通じた働きかけを依頼し、新 生学科に対する世話を適切に実施した活動の推進を図る  ・長期的な計画に基づいた活動の実施	・在校生と若いOB、OGとの繋がりを重視した 施設を望む ・その基本は、就職支援、見学会開催等、交流 を積極化する施策である。	・在校生と新生同窓会の垣根を低くして、枠組みにどらわ れない取り組みも必要ではないか。  ・校友会からの支援を受け入れることも必要。	・新生同窓会は組織化等に係る施策において、 校友会からの支援を受けることも必要。
支援のあり方	・地方で就職または赴任した同窓生の情報把握 を囲り、それを当該支部に伝える  ・事業計画を精査して予算の振り分けを図る方 法を考えみてはどうか?  ・100円朝食等への支援は、今後徐々に減らし ていくべきと考えるが…。  ・寄付を集められる同窓会を目指す。	・費用支援と人的支援がある ・一律支援を基本に据え、活動のポイント制によ って上乗せ分を積むような方法はどうか?  ・事業計画を精査して予算の振り分けを図る方 法を考えみてはどうか?  ・個人からの支援費の徴収を基本とする	・地方支部への支援と学科同窓会への支援の バランスから、学科同窓会への支援をもつと 重視すべきではないかとの意見があつた  ・一律上乗せ分を積む方法はどうか?  ・事業計画を精査して予算の振り分けを図る方 法を考えみてはどうか?  ・100円朝食等への支援は、今後徐々に減らし ていくべきと考えるが…。  ・個人からの支援費の徴収を基本とする	・学科同窓会への支援は、その方針を明確に する  ・大学の向上に向けた、在校生、卒業生、大学 が協働して取り組むべき  ・組織運営の支援は、実施しても最低限に止め るべき ・求めている支援は何かを見極める必要があ る。  ・就職支援、資格取得支援などは学生が望んで いる施策である  ・少額の寄付を実施している例は他校にも…。	・校友会費を増額して、必要費用を賄う方法 もあるのです…。
運営財源確保	・寄付金／2000 円×5000=10,000 千円を目 指す  ・研究奨励金などを募金する方法  ・ネット支払いによる手間を省く方法も検討の余 地あり	【その方法として】 ・会報【都市】の振込用紙を同封 ・校友会HPに支援費メッセージを掲載する ・卒業後〇年に寄付の形を変えた「維持会費」 を徴収する方法もある。	【新生同窓会設立に対して…】 ・設立ガイドライン(総会マニュアル、会則、細 則、収支報告書作成要領等)明確化しておき、 必要に応じ、関係者に提示することを考える。	・常勤的経費に見合った運営を図るのが基本  ・寄付金の推進は良いが、目的を明確にすべ き。	
新規に同窓会 を立ち上げる 場合の措置					

新生同窓会に関する意見等	<p>1. 所謂、「新生同窓会」のメンバーが複数人いたので、彼らからの意見を以下に整理する</p>	<p>【新生同窓会】について          ・活動を活発化したい 同窓会とそうでない同窓会がある          ・なぜ活性化しなくてはならないかという意見もある          ・総会、役員会議、常任幹事会を開催している          ・助成を受けられるのであれば、総会開催など、新たな活動を考えられる          ・会報誌は年2回、オンラインで発行している。          ・校友会との連携は取っていない。          ・校友会活動への認識はない。</p> <p>『さきがけ』          ・「学科研究連合会」と連携して会の運営を行っている。          ・「自然学科/学生会」とも連携を取っている          ・総会、役員会議、常任幹事会を開催している。          ・会報誌は年2回、オンラインで発行している。          ・校友会との連携は取っていない。</p> <p>『等々力会』          ・活動の流れが途絶えている。          ・スタッフの見直しを行い、総会、役員会等の開催準備を進めている。</p> <p>・在校生や若い世代には校友会への認識は薄い。          ・如学生においても学生会では参加したが、卒業後は参加していないという会員もいる。          ・と言え、学生のうちに校友会活動への何らかの形で参加する機会に触れるることは重要。          ・そもそも、校友会活動のメリットは何がが、良く理解されていないのです…</p> <p>・求められていない支援を校友会がしようとしていないのか…。          ・若者の目線に立った活動が必要。          ・学生時代に校友会に関する情報に触れた記憶が全くなく、参加を促す仕組みも分からいで来た。          ・総会開催に係るウハウの提供や協力を校友会にお願いしたい、</p> <p>・惜の木会は大学からの働きかけもあり、またキャンパスが世田谷ではなくかったことからもある          面上手くいったのではないか…と考えている</p>	<p>以上</p>
--------------	---	---	-----------

東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
<p>東京都市大学校友会 会則</p> <p>〔平成25年3月13日 制定〕</p> <p>改正 平成26年6月21日 改正 平成28年6月18日 改正 平成29年6月17日</p> <p>11月01日修正、11月9日、11月20日、12月4日、 <b>12月7日／総務委員会提出用（番号修正）</b></p> <p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。 (所 在) 第2条 本会は、東京都市大学（東京都世田谷区玉堤1-28-1）内に置く。 (目 的) 第3条 本会は、会員の連絡統一を図り会員相互の親睦を厚くし、東京都市大学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会報の発行</li> <li>(2) 会員情報の管理運営</li> <li>(3) 会員の福利厚生に関する事業</li> <li>(4) 学術の振興等に関する事業</li> <li>(5) 大学との共同事業</li> <li>(6) 会員の顕彰</li> <li>(7) 本会支部活動への援助</li> <li>(8) 学生に対する支援</li> <li>(9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業</li> </ul>	<p>東京都市大学校友会 会則</p> <p>〔平成25年3月13日 制定〕</p> <p>改正 平成26年6月21日 改正 平成28年6月18日 改正 平成29年6月17日</p> <p>11月01日修正、11月9日、11月20日、12月4日、 <b>12月7日／総務委員会提出用（番号修正）</b></p> <p>第1章 総 則 (名 称) 第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。 (所 在) 第2条 本会は、東京都市大学（東京都世田谷区玉堤1-28-1）内に置く。 (目 的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、組織の充実を図り、大学と連携することによって、母校の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員情報の管理運営</li> <li>(2) ホームページの運営管理及び会報の発行</li> <li>(3) 会員の福利厚生に関する事業</li> <li>(4) 地方及び職場における支部活動</li> <li>(5) 学生に対する支援事業</li> <li>(6) 大学との共同事業</li> <li>(7) 学術の振興等に関する事業</li> <li>(8) 会員の顕彰</li> <li>(9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業</li> </ul> <p>第2章 会 員 (会員の種類)</p> <p>第5条 本会は、次の会員をもつて組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 正会員 ア 東京都市大学、その前身校である武蔵工業大学、武蔵高等工科学校、武蔵工業専門学校及び東横学園女子短期大学（以下「母校」という）を卒業又は修了した者 イ 母校に在学し退学した者で、本人が入会を希望し、常任幹事会の承認を経たうえ、所定の手続を完了した者</li> <li>(2) 準会員 東京都市大学の学生</li> <li>(3) 特別会員 東京都市大学の教職員</li> <li>(4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、支援する者で常任幹事会の承認を経た者</li> <li>(5) 名誉会員</li> </ul>

東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
母校又は本会に功勞があつた者で常任幹事会の承認を経た者 (資格喪失)	母校又は本会に功勞があつた者で常任幹事会の承認を経た者 (資格喪失)
第6条 会員は、次によりその資格を失う。 (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告した場合。 (2) 退会届を提出した場合。 (3) 本会の目的に反する行為があつた場合。	第6条 会員は、次によりその資格を失う。 (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告された場合。 (2) 退会届を提出した場合。 (3) 本会の目的に反する行為があつた場合。
第3章 役 員 (組織構成)	第3章 組 織 (組織構成)
第7条 校友会は本部、地方支部、職場支部、学内支部により組織され、学科同窓会との連携のもとで構成される。	第7条 校友会は本部、地方支部、職場支部、学内支部により組織され、学科同窓会との連携のもとで構成される。
第3章 役 員 (役 員)	第4章 役 員 (役 員)
第7条 本公司に、次の役員を置く。 (1) 顧 問 1名 (2) 会 長 1名 (3) 副 会 長 若干名 (4) 常任幹事 17名以内 (5) 幹 事 70名以内 (6) 監 査 役 2名	第8条 本公司に、次の役員を置く。 (1) 顧 問 1名 (2) 会 長 1名 (3) 副 会 長 若干名 (4) 常任幹事 17名以内 (5) 幹 事 70名以内 (6) 監 査 役 2名
(顧 問)	(顧 問)
第8条 顧問は、東京都市大学学長とし、会務について会長の諮問に助言を与える。 (会 長)	第9条 顧問は、東京都市大学学長とし、会務について会長の諮問に助言を与える。 (会 長)
第9条 会長は、幹事会において正会員且つ幹事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。 2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。	第10条 会長は、幹事会において正会員且つ幹事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。 2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。
(副会長)	(副会長)
第10条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。	第10条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
(常任幹事)	(常任幹事)
第11条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。 (1) 世田谷キャンパスに存する学科同窓会より8名 (2) 横浜キャンパスに存する学科同窓会より2名 (3) 等々力キャンパスに存する学科同窓会より3名 (4) 大学教職員より2名 (5) 地方支部より1名	第11条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。 (1) 世田谷キャンパスに存する学科同窓会より8名 (2) 横浜キャンパスに存する学科同窓会より2名 (3) 等々力キャンパスに存する学科同窓会より3名 (4) 大学教職員より2名 (5) 地方支部より1名
2 常任幹事の選任数には、副会長を含めるものとする。	2 常任幹事の選任数には、副会長及び副会長を補佐し、会務の執行に当る。
3 常任幹事は会長及び副会長を補佐し、会務の執行に当る。	3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務の執行に当る。
(幹 事)	(幹 事)
第12条 幹事は、次の区分から選出する。 (1) 各学科別同窓会に所属している正会員のうちから若干名 (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、北陸、関西、中国四国、九州沖縄の各地区の各代表支部長 1名	第13条 幹事は、次の区分から選出する。 (1) 各学科別同窓会に所属している正会員のうちから若干名 (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、北陸、関西、中国四国、九州沖縄の各地域ブロック からブロック長を各1名ずつ、計7名

東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
(3) 関東に本部組織の有る職場支部の支部長のうちから3名程度 (4) 大学教職員2名程度 (5) 常任幹事会は、正会員のうちから若干名を選出できる。 2 幹事は、常任幹事を補佐し、一般会務を分担処理するほか、選出母体との連絡に当る。	(3) 関東に本部組織の有る職場支部の支部長のうちから3名程度 (4) 大学教職員から2名程度 (5) 常任幹事会からの推薦として若干名 2 幹事は、常任幹事を補佐し、一般会務を分担処理するほか、選出母体との連絡に当る。
(監査役) 第13条 監査役は、次により推薦し、総会の承認を得るものとする。 (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から1名 (2) 大学教職員より1名 2 監査役は、本会の会務を監査する。 3 監査役は、幹事会及び常任幹事会に出席することができる。	(監査役) 第14条 監査役は、次により推薦され、総会の承認を得るものとする。 (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から1名 (2) 大学教職員より1名 2 監査役は、本会の会務を監査する。 3 監査役は、幹事会及び常任幹事会に出席することができる。
(役員の任期) 第14条 役員（顧問を除く）の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。 2 役員に次員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。	(役員の任期) 第15条 役員（顧問を除く）の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。 2 役員に欠員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。
(役員の解任) 第15条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反その他役員に相応しくないと認められた場合、幹事会に諮り解任することができる。	(役員の解任) 第16条 役員が心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反その他役員に相応しくないと認められた場合、幹事会に諮り解任することができる。
(総 会) 第22条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会は幹事会が必要と認めたときこれを開く。 2 総会には、事業報告書、収支決算書ならびに幹事会において必要と認めた事項を提出し、その承認を受けるものとする。 3 総会には、事業計画書及び収支予算書を提出し、その報告をする。 4 総会の議事は、出席正会員の過半数をもつて決する。	(総 会) 第17条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会は幹事会が必要と認めたときこれを開く。 2 総会には、事業報告書、収支決算書ならびに幹事会において必要と認めた事項を提出し、その承認を受けるものとする。 3 総会には、事業計画書及び収支予算書を提出し、報告をする。 4 総会の議長は会長が務める。 5 総会の議事は、出席正会員の過半数をもつて決する。
(幹事会) 第23条 幹事会は、会員、副会長及び幹事をもつて構成する。 2 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを聞く。 3 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。 4 幹事会の出席数には、委任状数も含めるものとする。ただし、幹事会開催通知並びにその議事要項を文書により事前に告知する。 5 会長は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることができる。 6 幹事会は、次の事項を決議する。 (1) 本会会則の改廃 (2) 総会提案事項 (3) 事業計画及び事業報告 (4) 収支予算及び収支決算 (5) 繰越残預金等の使途に関する事項 (6) 資産の管理処分に関する事項 (7) その他重要事項	(幹事会) 第18条 幹事会は事業の適正な執行を審議し、承認する役割を担う。 (役割) 第19条 幹事会は事業計画書及び収支予算書を提出し、報告をする。 (承認事項) 第20条 幹事会は、次の事項を審議して承認する。 (1) 本会会則の改廃 (2) 総会提案事項 (3) 事業計画及び事業報告 (4) 収支予算及び収支決算 (5) 繰越残預金等の使途に関する事項 (6) 資産の管理処分に関する事項 (7) その他重要事項 (幹事会の開催) 第21条 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを聞く。 2 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。 3 幹事会の出席数には、委任状数も含めるものとする。それに際して、幹事会開催通知及びそ

## 東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
(常任幹事会) 第24条 常任幹事会は、会員の活動に係る事業を審議し、執行する役割を担う。 2 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもつて構成する。 3 常任幹事会は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることが出来る。 4 常任幹事会は、第2項の構成員の2以上の出席により成立し、議事はその出席者の三分の2以上により決する。 会長は、必要と認めた時、常任幹事以外の者を出席させることが出来る。 常任幹事会は、次の事項を審議する。 6 (1) 本会会則の改廃 (2) 幹事会提案事項 (3) 学術の振興等に関する事項 (4) 表彰に関する事項 (5) 支部に関する事項 (6) 会報の編集方針に関する事項 (7) 会員情報の管理運営に関する事項 (8) 会員の福利厚生に関する事項 (9) 学校法人五島育英会評議員候補者の選出 (10) その他業務運営に関する事項	の議事要項を文書にて事前に告知する。 4 幹事会の議長は会長が務める。 (幹事以外の出席者) 第22条 会長は、必要と認めたらとき、幹事以外の者を出席させることが出来る。
第7章 常任幹事会 (常任幹事会の構成) 第23条 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもつて構成する。 (役割) 第24条 常任幹事会は、本会の活動に係る事業を審議し、実施する役割を担う。 *順位変更 (1) 本会会則の改廃 (2) 会員情報の管理運営に関する事項 (3) 幹事会提案事項 (4) ホームページ及び会報の編集方針に関する事項 (5) 会員の福利厚生に関する事項 (6) 支部に関する事項 (7) 学術の振興等に関する事項 (8) 表彰に関する事項 (9) 学校法人五島育英会評議員候補者の選出 (10) その他業務運営に関する事項	(常任幹事会の開催) 第25条 常任幹事会は、常任幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを聞く。 2 常任幹事会は、第2項の構成員の3分の2以上により成立し、議事はその出席者の三分の2以上により決する。 3 会長は、必要と認めたら時、常任幹事以外の者を出席させることが出来る。 4 常任幹事会の議長は会長が務める。
第5章 本 部 (本 部) 第17条 本部は会則第7条の役員及び事務局をもつて構成する。 2 事務局は本会の事務を処理する。 3 事務局の運営は、東京都市大学事務局に委託する。	第8章 本 部 (目的) 第26条 本部は組織の継続的な運営を図り、校友会活動に係る事業の適正な執行を行う。 (役割) 第26条 校友会の各組織体との連携を図り、諸活動の展開を通じて、校友会全体の活性化を実現する。
第6章 会 議 (会議の種類) 第21条 本会の会議は、総会、幹事会、常任幹事会及び支部長会の4種とする。 2 前項の会議は、会長が招集し、その議長となる。	第9章 地方支部 (組織) 第27条 本部は常任幹事会、委員会及び事務局によって構成される。 (事務局) 第28条 保留
(支 部) 第18条 本会の業務遂行のため、幹事会の承認を経て地区又は職場単位に支部を設置することができる。 (支部役員) 第19条 各支部に当該支部会員の中から支部長1名、支部幹事若干名を選出する。	(目的) 第29条 全国の都道府県ごとに在住の卒業生が、会員相互の親睦、情報交換などを通して、大学の発展に寄与する。 2 地方支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。 (役割) 第30条 大学及び校友会本部と連携した諸活動の展開により、地方での本学の認知度向上に向けた

東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
(支部長会) 第25条 支部長会は、支部長の過半数又は会長が必要と認めた場合これを聞く。 2 支部長会は、次の事項を審議する。 (1) 第12条に関する地区・職場支部の幹事の選出 (2) 第11条第1項第5号に関する常任幹事の選出 (3) 支部より常任幹事会への提案事項 (4) その他業務運営に関する事項	活動を図る。 2 地方組織による校友会活動を展開することにより、本学の全国規模での広報の実現を図る。
第10章 職場支部 (目的) 第31条 職場内における同窓生相互の親睦、情報交換などを図り、大学の発展に寄与する。 2 職場支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。	
第32条 校友会本部及び大学当局との意思疎通を図り、学生の就職支援活動などに取り組む。	
第11章 学内支部 (目的) 第33条 大学に勤務する卒業生相互の親睦、情報交換などを図ると共に、校友会の大学との窓口的役割も担う。	
第34条 大学と校友会との連携を図ると共に、学内開催行事等の活性化に向けた対応を図る。	
第12条 学科同窓会との連携 (学科同窓会との連携) 第35条 校友会は学科同窓会との連携を図り、協調して同窓会活動を展開することにより、所期の目的を達成する。	
第13章 委員会 (委員会の設置) 第36条 事業の実施を図るため、本部には6つの委員会を置く。 総務委員会、企画委員会、財務委員会、広報委員会、支部委員会、学生支援委員会 2 委員会は常任幹事会の承認を経て設置することができる。 3 委員会の役割等については別に定める。	
第14章 会 計 (収入) 第37条 校友会の運営に係る収入は、会費、維持会費及び預金利から構成される。 (会費) 第38条 会費は正会員及び準会員からの終身会費として納入される。 (維持会費) 第39条 維持会費は、正会員から任意に納入される。 (支出) 第40条 校友会の運営に係る支出は、事業の実施及び運営に係る項目、及び学科同窓会への活動支援費項目から構成される。 (事業の実施及び運営に係る支出) 第41条 校友会が行う事業及び運営に係る費用を支出する。 2 なお、支部における事業及び運営に係る費用の一部も対象とする。 (活動支援費に係る支出)	
第4章 委員会 (委員会の設置) 第16条 本会の事業を執行するため、幹事会の承認を経て委員会を設置することができます。 2 委員会については別に定める。	
第26条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に終る。 (会費) 第27条 正会員及び準会員は、終身会費を納入するものとする。 (運営経費) 第28条 本会の経費は、会費、預金利子及び寄付金等をもつてこれに充てる。	
第7章 会 計 (会計年度) 第26条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日に終る。 (会費) 第27条 正会員及び準会員は、終身会費を納入するものとする。 (運営経費) 第28条 本会の経費は、会費、預金利子及び寄付金等をもつてこれに充てる。	

東京都市大学校友会会則 比較対照表

現 行	改 正 案
第42条 学科同窓会の活動に係る費用の一部を支援費として支出する。	第42条 会計年度は当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日までの1年間とする。
(会計年度)	(会計年度)
第43条 会計年度は当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日までの1年間とする。	第43条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。
第15章 事業計画 (事業計画)	第15章 事業計画 (事業計画)
第44条 事業計画は常任幹事会の承認を経て、幹事会で決定する。 2 承認された事業計画は、総会に報告される。	第44条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。 2 事業承認
(事業年度)	(事業年度)
第45条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。 (総会承認)	第45条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。 (総会承認)
第46条 事業報告書は、翌年度に開催される総会で承認を得る。	第46条 事業報告書は、翌年度に開催される総会で承認を得る。
第16章 収支予算 (収支予算)	第16章 収支予算 (収支予算)
第47条 収支予算は常任幹事会の承認を経て、幹事会で決定する。 2 承認された収支予算は、総会に報告される。	第47条 収支予算は常任幹事会の承認を経て、幹事会で決定する。 2 収支予算
(事業年度)	(事業年度)
第48条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。 (総会承認)	第48条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日にもつて終了する。 (総会承認)
第49条 決算報告書は、翌年度に開催される総会で承認を得る。	第49条 決算報告書は、翌年度に開催される総会で承認を得る。
第17章 捕 则 (改廃)	第17章 捕 则 (改廃)
第50条 この会則の改廃は、総会の承認を経なければならない。	第50条 この会則の改廃は、総会の承認を経なければならない。
(細則)	(細則)
第51条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。	第51条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。
付則 (平成25年3月13日) この会則は、東京都市大学校友会発足準備会の議決により制定、武藏工業会及び美砂会の承認を経て、平成25年3月13日から適用し、平成25年4月1日から施行する。なお、幹事会が発足するまでの間、東京都市大学校友会発足準備会が、その役割を担うものとする。	付則 (平成26年6月21日) この会則は、平成26年4月1日から適用する。 付則 (平成28年6月21日) この会則は、平成28年6月18日から適用する。 付則 (平成29年6月17日) この会則は、平成29年4月1日から適用する

★本紙の主眼は、ここでの特性整理を通じて、各組織体の役割等への反映を図ろうとして作成してみた

校友会を構成する各組織体の特性整理

項目／キーワード	本部	地方支部	職場支部	学内支部
設立・存在目的 〔主体的活動内容〕	本部は組織の継続的な運営を図り、校友会活動の適正な執行を図る。	・学科卒業生で組織する同窓会組織 ・同窓生相互間の親睦や情報交換などを図ること	・地方に在住する卒業生が道府県ごとに組織する同窓会 ・同窓生相互の親睦と情報交換などを図ること	・大学に勤務する卒業生で組織する同窓会組織 ・同窓生の親睦、情報交換などに加えて、大学との窓口的役割を担う
校友会組織全體における位置付け 〔具体的に何を期待するなどは…〕	校友会活動の主導的立場にあると位置付けられる ・設立過程の違い、等から、「主要 7 学科同窓会」と「比較的新しい同窓会」(「新生同窓会」とする)の 2 極化が存在し、それへの対応が求められている…とする。	校友会の地方組織としての位置付けから、それに見合った活動の展開を期待	・校友会本部と連携しながら、大学当局との意思疎通の促進をも図り、「職場支部」に求められる諸施策の実施を図る	・校友会・職場支部の一組織であると共に、大学当局との情報交換、諸課題の協議・対応等を図る組織でもあること
構成メンバー	・校友会役員／事務局員	・学科同窓会会員及び学生員 ＊正会員は何かの学科同窓会に属す	・道府県在住の校友会の正会員及び準会員 ＊地方支部の正会員は何かの支部に属す	・当該職場内の正会員で、現役社員及びその OB、OG ＊特別会員は含んでない、
校友会として期待する役割は… 〔具体的に何を期待することなどは…〕	校友会の各組織体との連携を図り、諸活動の展開を通じて、校友会全体会員の活性化を実現する。	・個別独自の活動を開拓しつつも、校友会全般にわたる活動を学科同窓会の組織を活用して展開することを期待 ・学科同窓会主導の諸活動を校友会全体の活動として共化して展開し、結果、校友会全体会員の活性化に寄与 ・在学生が組織する「学生会」とも連携を図り、中期的視点に立った校友会活動の進展をも考慮	・大学及び校友会本部と連携した諸活動の展開による、地方での大学認知度向上に向けた活動の実施 ・本部による地方組織と連携した、校友会活動の全国的広報の実施。	・大学当局と校友会との適正な連携に向けた役割を期待 ・学生への就職支援活動の一環として、校友会本部と職場支部とともに連携した就職の支援施策を実施する ・内閣催行事の協働化と活発化に向けた対応
その実現のための活動とは…	・委員会での議論の活発化を図り、スピード感ある施策実施に留意する。 ・常任幹事会の機能強化を図る	・具体的には／本部との連携による受験、就職案内の開催 ・会員が身近に参加できる催物等の実施 ・文部省の正会員・準会員間の交流活発化	・地方支部と校友会本部及び大学当局との直接の対話、意思疎通の促進 ＊具体的には／本部との連携による受験、就職案内の開催 ・会員が身近に参加できる催物等の実施	・支部内での定期的な会合の実施 ・本部と学内支部との定期的会合の実施 ・大学と学内支部及び校友会との 3 者間による定期的会合の検討と設定
活動上の課題	・総務委員会の機能強化 ⇒他の複数の委員会と連携し一体となった学生の就職支援活動の促進	《主要 7 学科同窓会》 ・主要 7 学科同窓会が連携し、一体となつた学生の就職支援活動の促進	・会員の主体が現役社員であり、その存在は、今後の校友会活動の展望を図る上で大きな可能性を有している。 ・校友会本部の「支部委員会」と「学生支援委員会」とが連携し、学生の就職支援活動を実施する。 ・会員が身近に参加できる催物等の実施	・会員の主体が現役社員であり、その存在は、今後の校友会活動の展望を図る上で大きな可能性を有している。 ・これらを積極的に組込んだ活動の展開が期待される ・職場支部を通じた産学連携（大学研究室と企業との連携）といった施設実現に向けた橋渡し的役割を期待する ・組織の適正な運用と活動の活発化に向けた諸課題への対応
会則への反映	・複数の委員会が合同して課題対応を図る ⇒複数の委員会の年次性に応じた活動のあり方検討 ・必要に応じた本部と連携の可能性の検討 ・機能強化する	《新生同窓会》 ・各同窓会の年次性に応じた活動のあり方検討 ・必要に応じた本部と連携の可能性の検討	《先行的支節》 ・地城プロック支部長会議を通じた先行施策の水平展開の検討と実施 《その他支部》 ・地方支部活動のあり方の検討とそれに基づく施策の確実な実施 ・これらら施策の実施による地方支部活動の底上げを期待	・一方、職場支部によっては、職場内での同窓会活動に対し警戒感があることは考慮
会則への反映	・常任幹事会の役割について ・幹事会の役割について ・委員会の役割明確化について	・2 極化の実態をどう組み込むか//→議論 ・主要 7 学科同窓会…本部と連携した活動の実施により、校友会全体会員活性化につなげる事 ・新生同窓会…本部との連携による同窓会活動の底上げを期待 ⇒具体的方向性として、学生の就職支援の協働化、	・地方支部における校友会活動を進展させるための組織体制を確立すること ・地方支部における校友会活動の実施に上組織的な活動と組織の運用が图られることが重要 ・またこの確立により、支部活動の 2 極化の改善に向けた対応をも期待	・職場支部の組織であると共に、校友会活動を大学当局との連携を図りつつ發展させ得る役割も担う組織であると位置づける

**校友会本部における各委員会の役割と、本部に設置されている各委員会に関する資料**

校友会活動の執行組織として、本部に設置されている各委員会に廻し、その設置目的、役割及び具体的な主要業務等を整理して示す。

委員会	設置目的	役割	具体的な主要業務	備考
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会組織全般に係る組織運営を図り、校友会活動の活性化に寄与する</li> <li>・本会には各委員会の委員長が総務委員として参画し、諸施策の適正な合意形成を図ると共に、スムーズな施策実施を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催・運営</li> <li>・幹事会開催・運営</li> <li>・常任幹事会開催・運営</li> <li>・総務委員会開催・運営</li> <li>・イベント等開催に絡む大学との協働化対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催の日程調整、会場確保、議案書作成、議事録作成、懇親会開催</li> <li>・議事進行、質疑応答対応、議事録作成、懇親会開催</li> <li>・議事録作成、総務委員</li> <li>・議事録作成、総務委員</li> <li>・議事録作成、総務委員</li> <li>・議事録作成、企画委員</li> </ul>	
企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会活動の進展を図るために求められる諸施策について、多面的な検討を行って、その実現化のための方策提案を行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画委員会の活動等に係る報告</li> <li>・校友会活動全般に係る課題整理と抽出、対応方策等に関する検討</li> <li>・新規施策に係る企画提案</li> <li>・イベントの企画、開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会開催に係る議事録等による総務委員会での報告</li> <li>・校友会開催のセミナー開催、東京近辺の会員対象の懇親会開催</li> <li>・財務委員会の開催、議事録の作成</li> <li>・財務委員会の開催、議事録の作成</li> </ul>	
財務委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会活動において、財務面から施策実施の可能性等を検討し、その成果を実現のための要件の一つとし、関係者へ周知すること</li> <li>・経理業務の適正化を図るために必要な監査業務を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の執行に関して</li> <li>・予算案の策定</li> <li>・決算業務に関して</li> <li>・費用の適正な適用に関して</li> <li>・経理業務の監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度予算の適正な執行状況の検討</li> <li>・当該年度の適正な予算執行</li> <li>・検証に基づいた新年度予算書(案)の策定</li> <li>・決算業務対応、決算書作成</li> <li>・適正で合理的な金額の支出に関する諸施策の検討とその実行</li> <li>・経理業務の適正化に向けた業務</li> </ul>	
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会活動に対する会員の理解と協力を深めため、それにより求められる広報活動を行</li> <li>・都市大校友会が展開する多面的な活動を、対外的に広報し、都市大の存在価値の向上に寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報委員会の活動等に係る報告</li> <li>・校友会活動の実施状況を会員に伝えること</li> <li>・それに必要なツールの整備と維持管理</li> <li>・対外的に校友会の活動状況を広報すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報の作成、ホームページによる広報(外部向けの掲示)</li> <li>・会報の作成、ホームページの維持・管理(会員名簿の管理システムの構築、維持管理)</li> <li>・会報の作成、ホームページによる広報(外部向けの掲示)</li> <li>・会員登録の作成</li> <li>・委員会開催に係る議事録等による総務委員会での報告</li> <li>・地方支部支援に係る課題対応を図り、その活性化を促進すること</li> <li>・職場支部と本部との協働化施策の検討</li> <li>・学生支援委員会と協働した学生支援活動の実施</li> <li>・学生支援委員会の活動等に係る報告</li> <li>・地方支部活動の活性化に向けた本部としての支援活動</li> <li>・職場支部の活性化を図るための本部としての支援活動</li> <li>・学生支援委員会との協働による学生支援活動の実施</li> <li>・学生支援委員会の開催と活動等に係る報告</li> <li>・大学と連携し、学生の在学生活及び就職等に係る支援施策の実施</li> <li>・学生の就職支援活動に係る企画とその実施</li> <li>・海外インターナショナルの派遣、受入れの協力</li> <li>・研究室検索ホームページ「研索」の作成</li> <li>・海外研修支援会への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録作成、広報委員</li> <li>・議事録作成、企画委員</li> <li>・議事録作成、支部委員</li> <li>・議事録作成、学生支援委員</li> <li>・議事録作成、学生支援委員</li> </ul>
学生支援委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支部及び職場支部における活動の活性化は校友会全体の活性化に繋がるとの考え方から、本部による支部活動の後方支援などを通じて本部と支部との連携強化を図り、支部活動の活性化に寄与する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援委員会との協働による学生支援活動の実施</li> <li>・大学と連携し、学生の在学生活及び就職等に係る支援施策の実施</li> <li>・学生の就職支援活動に係る企画とその実施</li> <li>・海外インターナショナルの派遣、受入れの協力</li> <li>・研究室検索ホームページ「研索」の作成</li> <li>・大学との共同事業である海外研修支援会への積立金を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援委員会の開催、議事録の作成、及び総務委員会での報告</li> <li>・100 円朝食、英会話、TOEIC 検定料等、大学の学生支援事業に対する協調支援</li> <li>・学生の就職支援活動に係る企画と「進学相談会」の実施</li> <li>・海外インターナショナルの派遣、受入れの協力及びホームステイ等援助</li> <li>・研究室検索ホームページ「研索」の作成</li> <li>・大学との共同事業である海外研修支援会への積立金を支援</li> </ul>	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会を始めとする校友会関係各機関との情報の共有化を図りながら、校友会活動の適正な進展を図るために必要な業務処理を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会への参画による各委員との情報の共有化</li> <li>・校友会・総務対応</li> <li>・校友会・庶務業務対応</li> <li>・経理業務対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校友会活動に係る情報等を集中的に把握して整理し、諸活動の適正な運営に寄与する</li> <li>・会員名簿管理に係る広報委員会との協働対応。会議開催に係る対応等。</li> <li>・文書の収受、関係書類等の発送及び保管に係る件、物品管理に係る件</li> <li>・金銭出納及び経理業務全般の処理に係る件</li> </ul>	

## 次期会長候補者選考に関する事項

担当組織 次期会長候補推薦委員会

構 成 選考委員 11名

機親会・電友会・緑土会・如学会・通友会・経友会・楷の木会 より各1名…計7名

情智会・原子力友の会・さきがけ・源友会・医工会の内から代表1名

新美砂会・等々力会より代表1名

常任幹事会より代表1名

大学選出常任幹事1名

推薦基準 1. 母校の卒業生であること。

2. 校友会と母校の発展に努力を惜しまない人

3. リーダーシップに優れ、人格円満な人

4. 会長の職務を全うできる能力と気力のある人

※ 当該委員会において推薦基準を申し合わせる。

決定過程 ・推薦委員会で候補者を選考

・現会長ならびに常任幹事会に報告

・推薦委員会から幹事会に答申し、新会長を選任

・総会で承認

以上